

生活困窮者自立支援制度とひきこもりの方への支援

1. 生活困窮者自立支援制度

- 生活保護に至る前段階の支援制度として、平成27年4月より開始。
- 対象者は「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。」（生活困窮者自立支援法第3条）
- 制度の特色は将来の困窮のおそれに対する早期支援と地域の社会資源を活用した包括支援。
- 相談者のニーズに合った支援プランを作成し、寄り添いながら就労支援、就労準備支援、家計改善支援などの支援を行う。（一部支援は任意事業）
- 八王子市でも制度開始以来年々相談数が増加しており、平成27年度では914件であったものが平成31年度では1,525件となっており、本年度も1,700件程度が見込まれている。
- 相談内容も、これまでの支援制度では表に出にくかったものが寄せられるようになってきている。

2. 生活困窮者自立支援制度とひきこもりの方への支援

- 基本的な考え方は、ひきこもり状態を法第3条に規定されている対象者の定義のうち「社会との関係性」による困窮のひとつの態様として捉えることにより本制度の支援対象者とする。
- また、ひきこもりの方の多くは家族の扶養下にあるため、現に困窮していることは少ないが、将来的に扶養が得られなくなってしまう状況が強く考えられるため、困窮の「おそれ」があるものとして早期支援を行う。
- ひきこもりの解消、就労の実現をひとつの目標とし、社会参加から就労までの幅広い支援を、就労準備支援等の手法で実施。
- この支援方法については、地域との連携、就農支援など全国で様々な取り組みが行われており、大きな成果を上げている自治体も多い。
- 自立相談支援機関のあっせん等に応じて、社会福祉法人・NPO法人・株式会社等が、就労に関し抱える課題が多様な生活困窮者を受け入れ就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活面や健康面での支援を行う就労訓練事業の活用もポイントとなる。

3. 本市のひきこもりの方への支援状況

- 本市でも支援開始以来様々な状況のひきこもりの方の相談が寄せられている。
- 本市では、就労準備支援と就労訓練事業を実施している市内の事業所等とのコラボレーションにより、就労の実現だけではなく、居場所づくり、社会生活の自立という観点からも支援を行っている。
- 相談に至る経緯については、関係機関からの情報提供・支援依頼が多く、次に家族相談、本人相談の順となっている。
- 若年層では家族相談、30～50代では本人相談、50代後半からは関係機関からの相談が目立つ。
- しかし、ひきこもりの方の状況は千差万別であり、対応できる支援手法も少ないことから、現状では十分な支援効果が上がっていない。

4. ひきこもりの方への支援の問題点

- 中高年のひきこもりの方の中には、扶養者の喪失によりSOSが出せないままに困窮状態が進んでいることが多く、発見時に早急な対応を迫られる。
- その際には、資産はあるが経済的に困窮していることがあり、生活支援のほか、資産管理・活用などへの対応も必要になる。
- 早期発見のポイントとして地域の様々な関係機関・団体からの情報提供があり、包括支援の観点から支援の連携をお願いすることも多い。その際の情報共有のあり方も問題となる。
- 家族が相談に見える場合、支援の有効性を家族が判断することにより、本人につながる前に支援が止まってしまうことがある。
- 就労支援などにより就労のスキルは上昇するが、家族の扶養下にあると就労収入によって生活を自立させるというモチベーションが生まれにくく、支援目標が不明確となってしまう。